

## 運転適性検査実施要綱の制定について

平成 9 年 3 月 2 8 日 徳免甲第 1 1 3 号  
徳島県警察本部長から各部課長、各警察署長あて

この度、徳島県運転適性検査手数料徴収条例（平成 9 年徳島県条例第 3 8 号）の制定に伴い、運転適性検査実施要綱（平成 9 年徳島県警察本部訓令第 3 1 号）を別添のとおり制定し、平成 9 年 4 月 1 日から実施することとしたので、効果的な運用に努められたい。

### 記

#### 1 要旨

警察庁で開発し、昭和 4 1 年に導入された運転適性検査は、運転者個々の性格、能力に応じた個別指導ができることから、運転者教育に広く活用され、特に、運転免許の停止処分者講習や取消処分者講習時に実施して、交通事故防止に効果的と認められるほか、近時、当該検査に対する関心が高まり、一般事業所、地方自治団体及び団体等から検査依頼が増加しているところであるが、この度、徳島県運転適性検査手数料徴収条例が制定されたことに伴い、同条例の施行に伴う運用方法を定めて、この運転適性検査を県民に広く活用し、交通事故防止を図ろうとするものである。

#### 2 運用上の留意事項

##### (1) 適性検査の申込み受理（第 4 条関係）

適性検査の申込み受理に当たっては、民間事業所等の運転者を中心に受理するが、個人の申込みも受理することとし、受理の際は、運転免許課適性検査係と検査実施日時等を調整すること。

##### (2) 適性検査の実施日（第 5 条関係）

適性検査の実施日は、適性検査希望者が、短時間で効果的に受けられるように、実施日は予約制とする。

##### (3) 適性検査手数料（第 9 条関係）

適性検査の手数料は、検査当日徳島県運転適性検査手数料徴収条例に定める額を、被検査者が希望する検査項目の受験に必要な額の徳島県収入証紙を、運転適性検査申請書（様式第 2 号）に貼付し、納入させるものとする。

##### (4) 適性検査手数料を免除する場合（第 1 0 条関係）

ア 7 0 歳以上の者

高齢者の交通事故防止を図る上で、運転適性検査を積極的に受けることができるように、手数料は免除するものとする。

イ 本部長が免除することを必要と認めた場合

(ア) 徳島県職員で、公用車両の運転業務に従事する者のうち、関係機関の長による運転適性検査要請書（様式第1号）の提出があった場合に、手数料は免除するものとする。

(イ) その他免除することが適当と思われる事案については、その都度検討する。